



令和5年10月請求分(9月使用分)から

下水道使用料が 変わります

下水道は、家庭や工場などから出された汚水・雑排水をきれいな水に変えて河川などに流すことで、水質汚濁を防ぎ、豊かな自然環境を維持し、衛生的で快適な生活環境を提供しています。

この汚水などをきれいな水に変えるための費用や下水道施設の維持管理にかかる費用は下水道を使用する皆様からいただく下水道使用料に支えられています。しかし、本市の下水道使用料は、かかる費用に対して安く設定されているため、使用料の収入だけでは費用を賄っていません。

平成31年3月、市の上下水道事業運営審議会から約30%の増額改定が必要であると答申がありました。また、急な負担増を避けるため、3回に分けて4年ごとに10%ずつ改定することも提案されました。

令和元年に1回目の改定を行っており、令和5年10月請求分(9月使用分)から2回目の改定を行いません。

下水道事業を持続的・安定的に運営していくため、ご理解とご協力をお願いします。

使用料改定の要点



**基本使用料が50円(税抜き)
上がります**

下水道を使用する皆さまに広く、平等に負担して頂くため基本使用料を引き上げます。

**前回の改定と同じ使用料体系
“累進制”を採用します**

多く使うと使用料単価が上がる累進制とします。



改定後の料金

■月額使用料(税抜き)

種類			新使用料	旧使用料
一般汚水	基本使用料	汚水排水量8 ³ まで	800円	750円
	超過使用料 (汚水排水量 1 ³ につき)	8 ³ を超え20 ³ まで	130円	125円
		20 ³ を超え30 ³ まで	140円	130円
		30 ³ を超え40 ³ まで	150円	135円
		40 ³ を超え100 ³ まで	165円	140円
		100 ³ を超える分	175円	150円
公衆浴場	汚水排水量1 ³ につき	30円	25円	

〈備考〉公衆浴場とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)により、許可を受けた浴場の汚水をいう。

■ひと月当たりの例(税抜き)

下水道 使用水量	基本使用料のみ 8 ³ の場合	標準世帯 20 ³ の場合	30 ³ の場合	40 ³ の場合	100 ³ の場合
旧	750円	2,250円	3,550円	4,900円	13,300円
新	800円	2,360円	3,760円	5,260円	15,160円
差額	50円	110円	210円	360円	1,860円

※上記金額に消費税相当額を加算した金額となります。

※水道を利用している場合は、上記金額に水道料金を併せて請求しています。

※今回の改定は下水道使用料のみです。水道料金に変更はありません。

※標準世帯とは、大人2人、子ども2人世帯の標準的な月使用水量を想定しています。

■節水にご協力ください

使用料の節約と地下水保全につながります。

